

令和 3 年 10 月 29 日

○規則

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 10 月 29 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

#### **小田原市規則第 46 号**

小田原市行政改革推進委員会規則の一部を改正する規則

小田原市行政改革推進委員会規則（昭和 60 年小田原市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「うちから」の次に「必要の都度、」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員は、委員会に諮問された事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第 3 条第 3 項を削る。

#### **附 則**

この規則は、公布の日から施行する。